


所管部課	企画財政部企画課	部長	並木俊則	
件名	東大和市職員定数条例の一部を改正する条例について			
		区分	○	1 審議事項
				2 報告事項
関係事項	条例規則			
	部課機関	学校教育部学校教育課		
<p>1. 要旨</p> <p>「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）」（以下「改正法」という。）に基づき、平成27年4月1日から教育委員会の代表者である委員長と事務の統括者である教育長が一本化され、さらに新教育長の身分がこれまでの一般職から特別職となった。改正法附則第2条第1項の規定では、改正前の法律の規定で任命された旧教育長は委員としての任期が満了する日（辞職等により欠けた場合を含む。当市の教育長の任期は平成28年3月31日まで。）までの間は在職するとされている。このことから、改正法の規定に対応するため、条例の一部改正を行うものである。</p> <p>(1) 改正理由 職員定数条例は、常勤の一般職の職員の定数を定めており、これまで、一般職の教育長を定数から除いて定めていたが、特別職となることから、当該規定を削るものである。</p> <p>(2) 改正内容 ① 第1条中の「教育長及び」を削る。 ② 附則に第2項として「改正後の第1条の規定は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により教育長が在職する間は適用せず、改正前の第1条の規定は、なおその効力を有する。」を加える。</p> <p>(3) 施行日 公布の日から施行する。</p> <p>(4) 影響及び効果 改正法の内容に則った条例の内容となる。</p>				
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過） 文書課審査済み。</p>				
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>				
<p>4. 主管部処理案（検討結果等） 平成28年第1回東大和市議会定例会に議案として提出したい。</p>				
<p>5. 審議結果</p>				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。